

議案第47号

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96

条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年2月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県使用済タイヤの適正な保管の確保に関する条例（平成13年鳥取県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>第10条 略</p> <p><u>(報告及び検査)</u></p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定保管者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定保管者の特定保管の場所若しくは事務所に立ち入り、使用済タイヤ、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第10条 略</p> <p>(市町村条例との関係)</p> <p>第11条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(罰則)</p>
<p>第10条 略</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定保管者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定保管者の特定保管の場所若しくは事務所に立ち入り、使用済タイヤ、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立ち入り検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第10条 略</p> <p>(市町村条例との関係)</p> <p>第11条 略</p> <p>(規則への委任)</p> <p>第12条 略</p> <p>(罰則)</p>

第14条 略

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第11条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第15条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

第13条 略

2 第7条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の罰金に処する。

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 略

(検討)

3 知事は、平成25年度末を目的として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を

講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年5月1日から施行する。